会 議 録

1 会議名

第1回大潟区地域協議会

- 2 議題(公開・非公開の別)
 - ・協議事項(公開)
 - (1) 会長及び副会長の選任について
 - (2) 大潟区地域協議会で定める事項について
 - ・報告事項 (公開)
 - (1) 令和2年度地域活動支援事業について
 - その他
- 3 開催日時

令和2年5月14日(木)午後6時30分から午後8時30分まで

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 市民活動室1

5 傍聴人の数

2 人

6 非公開の理由

_

- 7 出席した者 (傍聴人を除く。) 氏名 (敬称略)
 - · 委 員:五十嵐郁代、五十嵐公子、金澤信夫、君波豊(会長)、佐藤忠治(副会長) 新保輝松、関清、土屋郁夫、中野幹根、濁川清夏、俵木一松、俵木晴之、 細井雅明、山岸敏幸 (14名中14名出席)
 - ・事務局:大潟区総合事務所 熊木所長、柳澤次長(総務・地域振興グループ長兼務)、 平山市民生活・福祉グループ長、渡邉教育・文化グループ長、岩片班長、 水澤主任(以下グループ長はG長と表記)

8 発言の内容 (要旨)

【柳澤次長】

- 会議の開会を宣言
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の 出席を確認、会議の成立を報告。

【熊木所長】

挨拶

【委員】

• 自己紹介

【柳澤次長】

• 任命書交付

【熊木所長】

・市長メッセージ代読

【柳澤次長】

地域協議会制度の説明質問等はあるか。

【細井雅明委員】

公職選挙法を準用していることから、委員に選任後は住所を公開となっている。公職 選挙法を準用していても、我々は議員ではないのだから、住所公開の必要があるのか。

【熊木所長】

住所まで公開する必要があるのかという気持ちは理解するが、ひとつの制度であり、 ご理解いただきたい。

【細井雅明委員】

パンフレットには公職選挙法を準用していることから、委員に選任された方は住所を 公開すると記載されていた。議員は電話番号も公開している。そうなれば我々も、電話 番号も公開しなければならないということにもなる。そこが引っ掛かっていて納得でき ないでいる。

【熊木所長】

ご意見は、担当課に伝えさせていただく。

【土屋郁夫委員】

身分について教えていただきたい。

【熊木所長】

職の位置付けは、上越市の非常勤特別職となる。

【土屋郁夫委員】

委員証にその旨を記載してほしい。地域協議会を知らない方も多い。地域で活動する際に、上越市の非常勤特別職である地域協議会委員として説明したい。委員証を作り直してもらいたい。

【柳澤次長】

貴重なご意見として受け賜わりたいと思う。

【土屋郁夫委員】

活動するにあたり、地域協議会委員の地位や役割を知らない人が多いと思う。

【岩片班長】

今の件に関連して、市政情報等の説明や施設の見学等を希望する場合など、相手方への依頼や日程調整等の必要があるものは、事務局を通して行っていただきたい。身分については、非常勤特別職である。

【土屋郁夫委員】

その点は分かっているが、活動の中で事務局に断りなく行う活動もある。特に意見を聞く活動は、いちいち報告しない。

【佐藤忠治委員】

後で事務局から説明があると思うが、希望者には名刺を作ってくれる。それには、上 越市のマークも入っている。前期までの自分の経験では、名刺を使う機会のほうが多か った。それを持って活動すればいい。

【土屋郁夫委員】

了解した。

【柳澤次長】

以上で任命書交付等を終了する。

5協議に入る。新会長選任までの進行を熊木所長が行う。

【熊木所長】

協議事項(1)会長及び副会長の選任を行う。会長、副会長の選任は、条例第6条に 規定されているとおり、委員の中から選任することとされている。選任方法としては、 自薦、推薦などがあるが、どのようにするか。

【土屋郁夫委員】

任期は決まっているのか。先に任期を決めてから選任したほうがいいと思う。私は1 年ごとがいいと思う。

【熊木所長】

土屋委員から先に任期を決めたほうがいいと意見があったがどうか。

(一同了承)

では、任期について意見はあるか。前回は2年であった。

【佐藤忠治委員】

本来は4年だが各協議会で協議して決めている。

【熊木所長】

どうするか。

(「2年」の声多数)

では、任期は2年としたい。

(一同了承)

選任方法はどうするか。

【佐藤忠治委員】

まず、自薦からでどうか。

【熊木所長】

では、会長に立候補する方はいるか。

(一同無し)

では、会長の推薦はあるか。

【五十嵐郁代委員】

山岸委員を推薦する。

【佐藤忠治委員】

経験のある君波委員を推薦したい。

【熊木所長】

2人の名前が挙がったが、受ける気持ちはあるか。

【山岸敏幸委員】

突然であるが、選ばれれば受けたい。

【君波豊委員】

やり残したこともあるので、皆さんの了解が得られれば受けたい。

【熊木所長】

決定方法はどうするか。

【佐藤忠治委員】

投票で決めたらどうか。

(一同了承)

【熊木所長】

では、投票で決定する。準備ができるまで休憩とする。

~休憩~

【熊木所長】

再開する。では、投票をしてください。

(開票)

結果を発表する。山岸委員4票、君波委員10票であり、会長は君波豊委員にお願い

したい。

次に副会長に立候補する方はいるか。

(一同無し)

では、推薦はあるか。

【君波豊会長】

佐藤忠治委員を推薦する。

【熊木所長】

ほかに推薦はあるか。なければ佐藤委員に決定してよいか。

(一同了承)

では、副会長は佐藤忠治委員にお願いする。

【柳澤次長】

ここで休憩に入る。

~休憩~

【柳澤次長】

これより新会長の君波委員に協議の進行をお願いする。まずは、会長、副会長から挨拶をしていただく。

【君波豊会長】

挨拶

【佐藤忠治副会長】

挨拶

【君波豊会長】

再開する。(2) 大潟区地域協議会で定める事項についての協議を行う。まず、大潟区地域協議会運営に関する事項について、事務局から説明を願う。

【柳澤次長】

資料No.1により説明

【君波豊会長】

質問、意見はあるか。

【土屋郁夫委員】

会議録は、録音を書き起こしたものを確認するのか。

【水澤主任】

これまでは、録音を書き起こしまとめたものを確認委員と会長に送付して確認いただ き、その後、確認委員から署名、押印していただいていた。

【佐藤忠治副会長】

自主的審議事項について、委員以外の方が取り上げてほしいと依頼することができる。 今期は、そのことを周知していきたいと思う。

【熊木所長】

やり方等を確認させていただく。

【土屋郁夫委員】

自主的審議事項は、毎月の定例会以外に日程を組んで協議するのか。

【岩片班長】

会議は、「上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項第1号又は、4分の1以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して請求があった場合に招集する。」となっている。自主的に審議したい事項がある場合は、定例会の日程が決まっている場合、定例会の10日前までに提出していただきたい。

【土屋郁夫委員】

地域協議会審議依頼書は、委員個人が出せばいいのか。

【熊木所長】

地域協議会審議依頼書に委員名を記入して提出していただきたい。

【君波豊会長】

地域課題があれば、自主的審議事項として協議し、場合によっては意見書として提出 する。大潟区の魅力発見・発信事業のように地域の団体と協力し、実現してきた事業も ある。皆さんから地域協議会審議依頼書を10日前までに提出いただき、地域協議会の中で協議していきたいと思う。

【土屋郁夫委員】

地域協議会審議依頼書は会長に届けるのか。

【君波豊会長】

事務局に提出いただきたい。

【土屋郁夫委員】

用紙は貰えるのか。自分でコピーするのか。

【熊木所長】

ご連絡いただければ対応する。

【土屋郁夫委員】

1件1葉か。

【熊木所長】

そうである。

【君波豊会長】

4期の時には、自主的審議事項としてどのようなことがあるかを各委員から出していただき、最終的に集約して「大潟区の魅力発見・発信」に取り組んだ。その後、「鵜の浜温泉の活性化」に取り組んできた経過がある。今期も、地域協議会の中でどのような課題に取り組んでいくか協議いただき、決定していく方法もあると承知しておいていただきたい。地域協議会審議依頼書の提出にこだわらず、地域協議会の中で提案いただき、次回の協議会で論議して取り上げていく方法もある。

では、項目ごとに確認していく。

会議を招集するために必要な委員数は、4分の1以上でよいか。

(一同了承)

会議録の確認委員は名簿番号順でよいか。

(一同了承)

会議録の確認者については名簿順とする。本日の会議録確認者は五十嵐郁代委員にお願いする。

委員による自主的審議事項の提出方法は、これまで同様、審議依頼書を会議開催予定 日の10日前までに会長に提出ということでよいか。

(一同了承)

席順については名簿順でいいか。

(一同了承)

皆さんから承認をいただいたので、資料No.1の大潟区地域協議会会議運営に関する事項のとおり協議会を開催していくのでご協力をお願いする。

【佐藤忠治副会長】

4期の地域協議会は、毎月第4木曜日の午後6時半からであった。今回はどうするのか。

【岩片班長】

佐藤副会長から会議の日程と時間の話があった。これまでは第4木曜日の午後6時半 から開始していた。

【君波豊会長】

これまで同様、第4木曜日の午後6時半開始でよいか。

(一同了承)

次に、報告事項(1)令和2年度地域活動支援事業について、事務局から説明をお願いする。

【岩片班長】

資料No.2により説明。

【君波豊会長】

意見、質問はあるか。

【土屋郁夫委員】

来週の勉強会の時間を決めていただきたい。

【君波豊会長】

勉強会の開始時間に意見はあるか。

【土屋郁夫委員】

地域協議会と同じ6時半でよい。

【君波豊会長】

他に意見はないか。細かいフロー図等は、勉強会の中でも協議していきたいので確認 しておいていただきたい。当面のスケジュールはこれでよいか。

(一同了承)

【岩片班長】

第2回地域協議会は、地域活動支援事業のプレゼンテーションを予定している。通常の協議会より時間が掛かることが想定されるため、午後6時からの開始とさせていただきたい。

【君波豊会長】

30分早い開始となるがどうか。

(一同了承)

【金澤信夫委員】

開催案内は、毎回送付されてくるのか。

【岩片班長】

開催通知を送付させていただく。

【君波豊会長】

それでは、5月21日木曜日午後6時30分から勉強会、プレゼンテーションの実施日時を6月4日木曜日午後6時00分から行うこととする。このプレゼンテーションは、第2回地域協議会として行う。また、審査、採択の決定、補助額決定は、6月11日木曜日午後6時30分開催の第3回地域協議会で行うので、皆さんの出席をお願いする。

ほかに連絡等あるか。

【土屋郁夫委員】

地域協議会だよりの編集方法等はどうするのか。

【柳澤次長】

地域協議会だよりについては、編集方法等を第2回地域協議会以降に協議させていただきたい。

【細井雅明委員】

資料だが、事前に郵送してもらうと費用が掛かるが、電子データで事前に配布しても らえば目を通しておくことができる。可能であるか。

【岩片班長】

印刷した紙でもらうより、データでもらうほうが早いというお話かと思うが。

【細井雅明委員】

資料を事前に配布してもらえば、会議に臨みやすいと思う。しかし、郵送料等で難し いようであれば、メールで送付していただけばよいと思うがいかがか。

【岩片班長】

資料に関しては、当日配布にならざるを得ないものもある。協議に時間が掛かるような案件については、事前配布をさせていただく。電子データでの配布は検討させていただくが、開催通知に同封できるものは、可能なかぎり事前送付の対応をしたい。

【土屋郁夫委員】

欠席の連絡は誰にすればよいか。

【岩片班長】

事務局までお願いしたい。

【君波豊会長】

- ・会議の閉会を宣言
- 9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL:025-534-2111 (内線 201、216)

E-mail: ogata-soumu. g@city. joetsu. lg. jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。